

## 第 1 部

# 相続税増税の真実

～ 彼を知り己を知れば“相続”危うからず ～

平成 25 年 7 月 26 日（金）

税理士 上 杉 恵 一

### 【はじめに】「相続税増税」が騒がれていますが …

- (1) 改正項目の全てを知る必要はない  
→「我が家」に関係のある改正のみ理解すればOK
- (2) 改正の影響がどの程度なのか冷静に見極める

### 【1】相続税の基礎控除額の 40% 縮減

- (1) 改正内容  
(現行)  $5,000 \text{万円} + 1,000 \text{万円} \times \text{法定相続人の数}$   
↓  
(改正後)  $3,000 \text{万円} + 600 \text{万円} \times \text{法定相続人の数}$
- (2) 改正の影響
- (3) 改正時期  
平成 27 年 1 月 1 日以後発生 of 相続から適用

### 【2】教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度

- (1) ポイント
  - ① 平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの期間限定特例
  - ② 非課税上限額 1,500 万円。ただし、学校等以外の者（塾等）に支払われる教育費については、500 万円が限度。
  - ③ 受贈資金は、信託銀行、銀行、証券会社等に預け入れ、管理してもらう必要あり
  - ④ 贈与者は直系尊属（父母、祖父母、曾祖父母）に限定
  - ⑤ 受贈者が満 30 歳に達したとき、残金があればその残金と、教育費以外に消費した金銭の合計額に対して、贈与税が課税される
  - ⑥ 複数の贈与者から贈与を受けても 1,500 万円が上限（2 倍、3 倍にはならない）

- ⑦ 従来から、扶養義務者（直系血族及び兄弟姉妹）相互間における教育費の負担は、贈与税非課税

(2) 教育費の対象になるものの一例

- ① 1,500万円までOK
- ・ 幼稚園、保育所の費用
  - ・ 海外にある学校の授業料
  - ・ 部活動費、学校給食費、修学旅行費、PTA会費
- ② 500万円までOK（学校等以外の者に支払われるもの）
- ・ 学習塾、家庭教師
  - ・ スポ少、スイミングスクール
  - ・ ピアノ教室、バレエ教室
  - ・ 習字、茶道

(3) 教育費の対象とならないものの一例

- ・ 下宿代（学校の寮費はOK）
- ・ 海外留学の渡航費、現地での生活費
- ・ 学校等の領収書が出ないもの  
（例）部活やスポ少で使う野球のグラブを買う  
学校やスポ少の責任者名の領収書あり … ○  
スポーツ用品店の領収書あり … ×

### 【3】その他の押さえておきたい改正事項

(1) 特定居住用宅地等についての評価減

① 制度の概要

自宅の敷地である宅地の内、一定面積までの部分は80%の評価減あり

② 改正内容

一定面積が、240㎡から330㎡に拡大

③ 改正時期

平成27年1月1日以後発生の相続から適用

(2) 直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税率の軽減

① 改正の概要

20歳以上の者が直系尊属（父母、祖父母、曾祖父母）から贈与を受けた場合、緩和税率が適用される

② 改正内容

別紙「贈与税の早見表」参照

③ 留意点

贈与額が410万円超でないと、改正による軽減メリットが受けられない

④ 改正時期

平成27年1月1日以後発生<sup>イ</sup>の贈与から適用

(3) 相続時精算課税制度の適用要件の変更

① 制度の概要

贈与財産に対し、贈与税を課税する代わりに、贈与者に相続が発生した際、相続財産と合算して相続税を課税する特例（選択制）

② 改正内容

イ. 適用対象者が20歳以上の孫にまで拡大（従来は20歳以上の子のみ）

ロ. 贈与者の年齢要件が60歳以上に引き下げ（従来は65歳以上だった）

③ 留意点

イ. 非課税特例ではなく、「課税の繰り延べ」である

ロ. この規定を一旦使うと、以後、毎年110万円という贈与税の基礎控除が使えなくなる

④ 改正時期

平成27年1月1日以後発生<sup>イ</sup>の贈与から適用（ただし、通常の贈与税課税との選択制のため、税務署に対し所定の届出が必要）

## 【4】「贈与」という法律行為について正しく知りましょう

(1) 贈与の成立（民法第549条）

「贈与」とは、贈与を受ける者（受贈者）が、受贈の意思表示をして初めて成立

→ 贈与者の一方的な意思だけでは不成立

*c.f.* 遺言 … 遺言者の一方的な意思で成立

(2) 民法的に正しい贈与とは？ （例）金銭を贈与し、受贈者名義の預金とする場合

① 預金の申込証書は受贈者が記入しているか

② 押印してある印鑑は、普段、受贈者が利用しているものか

③ 預金証書、通帳等の管理、保管は受贈者側が行っているか

→ 上記の要件が満たされていないと、将来、単に受贈者の名義を借りた、贈与者の預金と認定される恐れ大（贈与は未済との法律的判断）

(3) 贈与の事実の裏付け法

① 贈与契約書の作成 … 本人による署名、捺印（贈与者、受贈者とも）

② 贈与税の申告書提出 … 課税当局が贈与の事実を証明

③ 金銭の贈与の場合、贈与者、受贈者とも預金通帳を経由して記録を残す

## 【5】相続税対策としての生前贈与活用法

(1) 孫贈与

① 相続を一代飛ばす効果あり

② 孫には「生前贈与加算」が適用されない

「子の配偶者」に対する贈与でも同等の効果あり

(2) 310万円贈与

① 相続税と譲与税の税負担率の差に着目

② 相続発生までに時間がない場合に有効

(3) 生前贈与 + 生命保険加入

無駄遣いが心配な人向け

## 【6】「生命保険金」と「死亡退職金」に対する非課税枠を有効に使おう

それぞれに対し

500万円×法定相続人の数 という非課税枠あり

## 【7】遺言するならお早めに

(1) 遺言の種類

① 自筆証書遺言

② 公正証書遺言 他

(2) 「自筆証書遺言」とは

遺言者が自筆で遺言の全文、日付及び氏名を書き、押印して作成する方法

《その問題点》

- ・ 自筆で → 録音テープやビデオによるもの、代筆は無効。自分で記述してもワープロで作成したものは無効。
- ・ 全文 → 主文は自筆、財産目録はワープロ、というのも無効
- ・ 日付 → 正確に特定できないような記載は無効  
(例) 平成25年7月吉日 etc.
- ・ 押印 → 漏れたら無効(ただし実印である必要はない)

(3) 遺言が必要な時にできない悲劇

## 【おわりに】本日のおさらい

幸せな相続を迎えるための五箇条

- ① マスコミに踊らされない
- ② 自分自身の相続の実像を知ることがまず大切
- ③ 計画的で正しい生前贈与が一番の良策
- ④ 遺言は早めに公正証書遺言で
- ⑤ 節税対策より「争族」対策を